

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

矢橋帰帆島公園および苗鹿公園について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、使用料および利用料金を減額する対象者を拡大するため、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成 30 年滋賀県条例第 43 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者の使用のために介護を行う者について、使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとします。（第 1 条による改正後の別表関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第 2 条による改正後の別表関係）
- (3) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第10条、第11条、第20条関係） 1・2 省略 注1 省略 2 省略 3 65歳以上の<u>者</u>および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）<u>が</u>プールまたはグラウンドゴルフ場を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを10円とする。）とする。 4～11 省略	本則・付則 省略 別表（第10条、第11条、第20条関係） 1・2 省略 注1 省略 2 省略 3 65歳以上の<u>者、</u>障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。<u>以下同じ。</u>）<u>および障害者の使用のために介護を行う者が</u><u>が</u>プールまたはグラウンドゴルフ場を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを10円とする。）とする。 4～11 省略

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧				新			
本則・付則 省略				本則・付則 省略			
別表（第10条、第11条、第20条関係）				別表（第10条、第11条、第20条関係）			
1 矢橋帰帆島公園				1 矢橋帰帆島公園			
(1) テニスコート等				(1) テニスコート等			
区分			金額	区分			金額
テニスコート	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	平日	円 1面1時間につき 320	テニスコート	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	平日	円 1面1時間につき 330
		休日等	同 480			休日等	同 500
	その他の場合	平日	同 650		その他の場合	平日	同 680
		休日等	同 890			休日等	同 930
プール	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	1人1回につき 320		プール	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	1人1回につき 340	
		同 410				同 430	
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	同 580			高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	同 610	
		その他の者				同 710	
グラウンドゴルフ場	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	平日	同 680	グラウンドゴルフ場	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	平日	同 850
		休日等	同 810			休日等	同 1,110
	その他の者	平日	同 1,060		その他の者	平日	同 1,250
		休日等	同 1,190			休日等	同 1,250

キャンプ場	児童等	日帰り	1人1回につき	<u>140</u>
		宿泊	1人1泊につき	<u>270</u>
	その他の者	日帰り	1人1回につき	<u>210</u>
		宿泊	1人1泊につき	<u>410</u>
おもしろ自転車	幼児等		1人30分につき	<u>190</u>
	その他の者		同	<u>290</u>

(2) 相撲場および大はらっぱ広場

区分				金額	
相撲場	本土俵	入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円	1 時間につき 660
			その他の場合	同	1, 520
		入場料等を徴収する場合	入場料等が1, 000円以下の場合	同	9, 090
			入場料等が1, 000円を超える場合	同	18, 200
		屋内練習場	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同	330
	その他の場合		同	470	
	大はらっぱ広場（貸切り使用の場合に限る。）	入場料等を徴収しない場合		平 日	同
休日等				同	2, 190
入場料等を徴収する場合		入場料等が1, 000円以下の場合	平 日	同	2, 920
			休日等	同	4, 350

キャンプ場	児童等	日帰り	1人1回につき	<u>150</u>
		宿泊	1人1泊につき	<u>280</u>
	その他の者	日帰り	1人1回につき	<u>220</u>
		宿泊	1人1泊につき	<u>430</u>
おもしろ自転車	幼児等		1人30分につき	<u>200</u>
	その他の者		同	<u>300</u>

(2) 相撲場および大はらっぱ広場

区分				金額	
相撲場	本土俵	入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円	1 時間につき 690
			その他の場合	同	1, 600
		入場料等を徴収する場合	入場料等が1, 000円以下の場合	同	9, 540
			入場料等が1, 000円を超える場合	同	19, 110
		屋内練習場	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同	350
	その他の場合		同	490	
	大はらっぱ広場（貸切り使用の場合に限る。）	入場料等を徴収しない場合		平 日	同
休日等				同	2, 300
入場料等を徴収する場合		入場料等が1, 000円以下の場合	平 日	同	3, 070
			休日等	同	4, 570

		入場料等が 1,000円を超える場合	平 日	同	<u>5,830</u>
			休日等	同	<u>8,730</u>

(3) ゲートボール場および多目的グラウンド

区分			金額		
ゲート ボール 場	平 日	1面1時間につき	円 <u>410</u>		
			同 <u>530</u>		
多目的 グラウ ンド	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	平 日	同	<u>470</u>	
		休日等	同	<u>660</u>	
	その他の場合	平 日	同	<u>860</u>	
		休日等	同	<u>1,280</u>	

(4) 管理センター

区分	金額	
	昼間利用	宿泊
和室	1室1時間につき <u>300円</u>	1人1泊につき <u>730円</u>

2 苗鹿公園

区分			金額	
テニス コート	幼稚園等が幼児、児童または生徒 を対象に使用する場合	平 日	1面1時間につき	円 <u>200</u>
		休日等	同	<u>270</u>
	その他の場合	平 日	同	<u>410</u>
		休日等	同	<u>530</u>

注 省略

		入場料等が 1,000円を超える場合	平 日	同	<u>6,120</u>
			休日等	同	<u>9,170</u>

(3) ゲートボール場および多目的グラウンド

区分			金額		
ゲート ボール 場	平 日	1面1時間につき	円 <u>430</u>		
			同 <u>560</u>		
多目的 グラウ ンド	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	平 日	同	<u>490</u>	
		休日等	同	<u>690</u>	
	その他の場合	平 日	同	<u>900</u>	
		休日等	同	<u>1,340</u>	

(4) 管理センター

区分	金額	
	昼間利用	宿泊
和室	1室1時間につき <u>320円</u>	1人1泊につき <u>770円</u>

2 苗鹿公園

区分			金額	
テニスコ ート	幼稚園等が幼児、児童または 生徒を対象に使用する場合	平 日	1面1時間につき	円 <u>210</u>
		休日等	同	<u>280</u>
	その他の場合	平 日	同	<u>430</u>
		休日等	同	<u>560</u>

注 省略